



機密性2情報

国九整計建第209号

平成27年10月27日

(一社) 大分県建設業協会会長 殿

国土交通省

九州地方整備局長



公共工事からの暴力団排除の推進について(依頼)

標記については、平成18年に政府に設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム（現暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム）において、暴力団員等から不当介入を受けた公共工事受注業者に対して警察当局への通報及び発注機関への報告を義務付けるとともに、その実効性を担保するための措置を導入することが合意され、貴団体においても暴力団排除対策等に御尽力いただいているところであります。

先般、福岡県警察本部長より別紙「公共工事からの暴力団排除の推進について(依頼)」(平成27年9月15日付福警組対第10948号)のとおり依頼を受け、さらに、今般10月22日に北九州市で開催された同県警察本部主催の「公共工事からの暴力団排除対策連絡会議(暴排サミット)」において、公共工事からの暴力団排除の徹底のため、警察、公共工事発注者及び受注者の三者が連携した取組の強化を図ることを確認しました。つきましては、これらを契機に、改めて暴力団等からの不当要求又は工事妨害等があった場合には、速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行いますよう、貴傘下建設業者に対し徹底をお願いします。

福警組対第10948号

平成27年9月15日

国土交通省九州地方整備局長 殿

福岡県警察本部長

公共工事からの暴力団排除の推進について（依頼）

近年、暴力団対策法による規制強化や暴力団排除条例の浸透、更には県警察による五代目工藤會壊滅作戦の進展も相まって社会全体での暴力団排除機運がかってないほど高まりを見せ、県内の暴力団構成員数も過去最低水準にまで減少しております。

しかしながら、先日、摘発した工藤會の資金源活動と見られる北九州地区の公共工事に係る恐喝事件のように、公共工事を受注した事業者に対する暴力団等からの不当要求事案は存在しており、公共工事は依然として、暴力団の有力な資金源の一つとなっている実態があります。

言うまでもなく、公共工事には国民の税金が投入されており、暴力団の不当介入による公共資金の暴力団への流出を防止する必要があります。

公共工事からの暴力団排除につきましては、平成18年12月、第8回犯罪対策閣僚会議において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報義務制度の導入」が盛り込まれ、県警察といたしましても、貴職をはじめ関係機関等との間で、暴力団排除に関する協定書を締結し、具体的な取組を推進しているところであります。

貴職におかれましては、かねてより、発注工事等からの暴力団排除対策に御尽力いただいているところですが、このような状況を踏まえ、公共工事からの暴力団排除を更に徹底すべく、公共工事を受注している建設事業者に対して、暴力団構成員等による不当要求等があった場合には速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をうよう、御指導方をお願い申し上げます。

| | | | |
|-----|-----------------|----|---------------------------|
| 担当者 | 組織犯罪対策課暴力団排除対策官 | 福田 | 092-641-4141 (代表) 内線 4561 |
|-----|-----------------|----|---------------------------|

九州地方整備局
計建 第135号
27.9.15